



ふひょう いちどう 浮萍 一道 開く

● NPO法人ホップ
障害者地域生活支援センター

代表理事 竹 田 保

昨年から某患者団体の役員を引き受けた関係で、医療関係者との打合せなどで病院へ出向く機会が増えるようになった。当初は厳しいコロナ対策がどの病院でもとられて、玄関入り口での検温、体調の確認はもちろん、病棟への立ち入り禁止などの厳しい制限が課されていたが、5類移行によりコロナ対策も変わり、徐々に病棟への面会制限の緩和も進み、ようやく日常が戻りつつあるということをどの病院でも感じるようになってきた。

また、感染防止対策のために対面をさけてインターネット上で行なわれていた打合せや会議も、コロナ以前までとはいかないが、徐々に対面で行われ、自分も飛行機で東京へ出かける機会も増えた。画面越しでは伝わらないことも多く、可能な限り、直接出向くようにしているが、人の流れが増え始めたとは言え、最近の航空券代やホテル宿泊費の高騰には驚いた。

人手不足など諸々の事情が重なり、コロナ禍以前と比較して、東京では宿泊費が2割位は高くなったとは聞いていたが、実際に自分が利用可能なユニバーサルルームは需要に限られるせいか、更に高くなっているように感じる。以前は、1泊2名で2万6千円だった部屋を予約しようとしたら、6万円だと聞き、あまりの高騰に驚いた。車いすで利用できそうなホテルをネットで検索して、ようやく、当初予定した場所から5駅離れた他のホテルを探して予約したが、それでも以前より高い2万8千円でしか見つからなかった。

航空券代も、以前は新千歳羽田間の障がい者割引で予約変更可能なチケットが2万1千円位で購入できたが、最近は同じような変更可能なチケットだと3万7千円、往復ともに変更ができないチケットでも2万8千円もする。以前の5割高になり、あまりの高騰に驚きしかない。

航空、ホテル宿泊業界のコロナ禍での厳しい経営を考えると、それもやむを得ないのかもしれないが、その分はサービス向上にも努めて欲しいと思う。

飛行機に乗るときは、自分の場合は常時介助が必要なために介助者と2名で搭乗するが、予約時に介助者の氏名、性別、年齢を登録する必要がある。先日も予定が決まっていたので、経費節約と思い、往復ともに変更ができない障がい者割引チケットを予約したが、介助者の都合が合わなくなり介助者変更をお願いしたら、キャンセル処理をした後に、再度、手配しなければならず、結局は指定済みの席を含めてキャンセルせざるを得なかった。

キャンセル料の50%支払いもきつかったが、それよりも指定していた座席もキャンセルになり、介助のために隣の席を指定していたが、再予約時には介助しやすい隣の席を指定することができず、時間をずらして他の便を予約することになった。搭乗便変更できるチケットでも同様の手続きが必要だが、障がい者割引を利用する場合、同行者を介助者Aで予約して、搭乗時までに確定した介助者の氏名を伝えることで予約できると良いと思う。

障がい者割引と介助者割引を使用する時は、障がい者本人に付帯した、一体的な割引制度だと思う。割引制度による減収減益は企業にとっては負担かもしれないが、介助者分の負担は障がい者本人にとっても負担となる。極論かもしれないが、航空会社にとっても空気を運ぶよりは多少なりとも好影響になっていると思う。個人的には合理的配慮の範囲として検討して欲しいと思う。

2021年に障害者差別解消法が改正され、来年4月からは事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化される。内閣府のパンフレットには、日常生活・社会生活において障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、活動などが制限されてしまう場合があり、共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか考えていきましょう。と、ある。まずは課題を提起することから始めたい。